

長野県宝及び長野県天然記念物の指定並びに長野県宝の指定解除について

文化財・生涯学習課

文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 4 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 4 条第 5 項の規定により、下記のとおり長野県宝及び長野県天然記念物に指定し、並びに長野県宝の指定を解除する。

記

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所在 市町村	所有者名称	指定理由	答申結果
銅造阿弥陀如来 及び両脇侍立像	3 軀	松本市	宗教法人 西善寺	鎌倉時代のもので、県下の善光寺式の阿弥陀三尊像の中でも古く、中央の阿弥陀如来立像の着衣の形や脇侍像の山形宝冠が全国的にも珍しい。	長野県宝に指定することが適当 (H29.9.7 諮問)
木造十一面観音 菩薩立像	1 軀	上田市	宗教法人 実相院	平安時代のもので、四阿山・白山信仰の歴史を考える上で、貴重な資料。全国的にも白山本地仏としての十一面観音像は数が少ない。	長野県宝に指定することが適当 (H29.9.7 諮問)

2 長野県天然記念物に指定する文化財

名 称	員数	所在 市町村	所有者名称	指定理由	答申結果
夜泣き松	1 本	大鹿村	菅沼鑑二	高さ 15m、推定樹齢 700 年で、県内のアカマツを代表する大木。「このマツの小枝を夜泣きする児の枕辺に置くと泣き止んだ」といった伝説もあり、文化的にも資料的価値が高い。	長野県天然記念物に指定することが適当 (H29.9.7 諮問)

3 長野県宝の指定を解除する文化財

名 称	所在 市町村	所有者名称	指定 年月日	指定解除理由	答申結果
まつだ けじゅうたく 松田家住宅 しゅおく 主屋	千曲市	千曲市	H16.11.22	平成29年9月6日に発生した火災により、大きな被害があり、江戸時代の建築とされた建物は焼損し、指定時の状態を維持していない。	長野県宝の指定を解除することが 適当 (H30.1.25 諮問)
まつだ けさいかん 松田家齋館	千曲市	まつだたかひろ 松田孝弘	H26.2.20	平成29年9月6日に発生した火災により、大きな被害があり、江戸時代に再造された建物は焼損し、指定時の状態を維持していない。	長野県宝の指定を解除することが 適当 (H30.1.25 諮問)

長野県教育委員会 様

長野県文化財保護審議会
会長 佐々木 邦博



長野県宝及び長野県天然記念物の指定並びに長野県宝の指定解除について (答申)

平成 29 年 9 月 7 日付け 29 教文第 339 号及び平成 30 年 1 月 25 日付け 29 教文第 662 号で
諮問のありましたことについて、下記のとおり長野県宝及び長野県天然記念物に指定し、
並びに長野県宝の指定を解除することが適当である旨答申します。

記

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
銅造阿弥陀如来及び両 脇侍立像	3 躯	松本市和田境 1317 番地	松本市和田境 1317 番地 宗教法人西善寺
木造十一面観音菩薩 立像	1 躯	上田市真田町傍陽萩 5921 番地	上田市真田町傍陽萩 5921 番地 宗教法人実相院

2 長野県天然記念物に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
夜泣き松	1 本	下伊那郡大鹿村大字鹿 塩 101 番地	下伊那郡大鹿村大字鹿塩 94 番地 菅沼 鑑二

3 長野県宝の指定を解除する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
松田家住宅主屋	1 棟	千曲市大字八幡 3033 番 地 25	千曲市大字杭瀬下 84 番地 千曲市
松田家斎館	1 棟	千曲市大字八幡 3033 番 地 23	千曲市大字八幡 3033 番地 松田 孝弘

長野県宝等候補文化財調査票

- | | |
|----------|--|
| 1 種別 | 有形文化財 県宝 (彫刻) |
| 2 名称 | 銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像 |
| 3 員数 | 三軀 |
| 4 所在地 | 長野県松本市和田境 1 3 1 7 番地 |
| 5 所有者の氏名 | 宗教法人 西善寺 (※住職 細野順伸) |
| 管理者の氏名 | ※西善寺檀信徒会 |
| 6 現状 | 各銅造 像高 中尊 49.3 cm 左脇侍 35.3 cm 右脇侍 35.1 cm
松本市指定文化財 (昭和 36 年 1 月 24 日) |

7 概要と特色

(1) 伝来と由緒

西善寺本堂内の、向かって右脇壇上の厨子内に安置される善光寺式の銅造阿弥陀三尊像で、寺伝では、もと筑摩神社別当寺・安養寺の像であったが、同寺が戦火で廃絶の後、江戸時代に念来寺（松本市清水旧在）に移安され、さらに明治初頭の廃仏毀釈で念来寺が廃寺になり、同宗同派（天台律宗）で天領内にあった西善寺に移安されたという。

念来寺は元和 5 年（1619）、木食僧として名高い弾誓上人の三世・長音上人が元和 3 年（1617）に入った藩主・戸田康長から境内地の寄進を受けて開かれ、長音上人が自ら造立した木造阿弥陀如来坐像（元和 7 年／1621、像高 176 cm）を本尊として安置し、その光背や両脇侍像等は、明阿上人によって享保 7 年（1722）に自作された（註 1、および『信府統記』）。それらの江戸創建期像は、本像と同様、廃仏毀釈に際して西善寺に移安され、現在、本堂本尊として祀られている。本銅造三尊については、『念来寺常什物記全』に「信州善光寺四十八躰佛之内 一 阿彌陀如来并觀勢二尊各 聖徳太子御作右ハ金佛ニ而日本國四十八躰佛太子御自作各立像宮殿ニ御入」と記す像にあたりと考えられ、同史料に宮殿が享保 3 年から同 7 年にかけて明阿上人によって新たに發願成就され、光背五智如来像が作られたとある点は、本像の現状と一致する（五智如来像は欠失、痕跡のみ）。したがって本像が旧念来寺像であったことは事実とみられ、念来寺にもたらされた時期は宮殿厨子を發願した享保 3 年（1718）を下限、念来寺開創の元和 5 年（1619）を上限とすることができる。

寺伝にいう筑摩神社（松本市筑摩 2-6）の別当寺・安養寺から念来寺への移安については、記録・史料を確認できず、その造立由緒を知ることは難しい。

筑摩神社は延喜式内社ではないが地域の産土神・鎮守社としてその開創は古く（社伝では平安初期）、信濃国府が小県から当地へ移転（時期不明。承和 8/841 年信濃地震頃説あり）されるにともない、次第に惣社の位置を占め、石清水八幡の勧請により「国府八幡宮」とも称せられた。鎌倉時代初頭、当地に小笠原氏の祖・加賀美長清が入って以降、氏神・軍神として尊崇されて庇護を受け、境内には旧本殿焼失（永享 8/1436 年）

の後、永享 11 年（1439）に小笠原政康（1376－1442）により寄進された現本殿（国重文）や永正 11 年（1514）に小笠原長棟（1492－1542）が寄進した旨を陰刻する旧安養寺梵鐘（市指定）が現存する。伝えられるように本像が筑摩神社別当寺・安養寺旧在であれば、小笠原氏を施主とする可能性もなしとはしないが、同寺の創建、廃寺の時期も併せて、経緯は詳らかではない。

（ながく信濃守護職にあった小笠原氏は戦国時代に敗退、江戸初期慶長 18 年（1613）に松本藩主に復権後間もなく元和 3 年（1617）明石藩へ移封となっているが、筑摩神社は歴代松本藩主の庇護をも受けており、現拝殿（県宝）は慶長 15 年（1610）松本藩主・石川康長による造営である。）

（2）種類・形状・品質構造・制作年代

いわゆる一光三尊の形式をとる阿弥陀三尊像で、光背と台座は木製の後補であるが、三尊の大きさのバランス、材質・面貌の共通性から当初より一具であったとみられる。中尊の両手先は欠失し当初の印相が不明であるが、両脇侍像が胸前で両掌を重ね合わせる梵篋印を結ぶことから、善光寺式の銅造阿弥陀三尊像であることがわかる。中尊の像高 49.3 cm、左脇侍 35.3 cm、右脇侍 35.1 cm。

中尊は螺髪旋毛形（右旋・鑄出）で、肉髻をゆるく隆起させ、髪際の中央を弛ませない。肉髻朱および白毫は亡失（痕跡）、耳垂部環状とし、三道をあらわす。下衣、裙、覆肩衣、衲衣を着け、下衣は左胸から右下へわずかにのぞかせ、裙は正面で右を内に重ねる。本像の着衣形式は善光寺式中尊像に多い通肩式とせず、覆肩衣の上縁を衿状に折り返し、胸の縁に沿って襞二段、肩沿いに襞三段、背面に襞三段をつくっており、一見、左右対称の衿付きのようにあらわす点に特徴があり、他の善光寺式像をはじめ類例に乏しい形式である。衲衣は胸まわりで上縁を幅広に折り返し、腹部正面で一部をたぐり寄せて内に挟みこみ、左肩より背面に垂れる。左腕はわずかに屈して垂下し、右腕は屈して右胸前で掌を立てたとみられる。現状、両手先が欠失し、木製後補の両手先（第 1・2 指を相捻じる）が別置されるが、当初は刀印か。両足先をわずかに開いて直立する。

両脇侍はほぼ同形で、脇侍はともに高髻を結び、髪は束ね目入り毛筋彫で、後頭部中央に分け目をつくり、扇状の大型山形冠を戴く。左脇侍の冠周縁は雲唐草、中区に蓮華唐草文、中央に蓮弁形拳身光を負い施無畏・与願印で方形台座に立つ如来形立像を陽鑄しており、左脇侍が観音菩薩、右脇侍が勢至菩薩とみられる。天冠台は列弁、両側に垂飾用の孔をうがつ。白毫亡失（痕跡）し、耳垂部環状。条帛、裙（折り返し付）、腰布、天衣を着ける。条帛は左肩から右腋下を通り、ふたたび左胸前で上縁から下に一端をくぐらせて腹左方に垂下する。裙、腰布は正面で右を内側に重ねる。天衣は両肩を幅広に覆い、そのまま体側に沿って垂下し、裙裾と一体化する。両手屈臂し、胸前中央で左手は掌を上に向け、右手は掌を下に向け、共に全指をやや曲げて、宝珠を挟み持つ（梵篋印）。両足先をやや開き両膝をわずかにゆるめて直立する。右脇侍はやや細身で、宝冠

左端、左足先、裳裾背面を欠損するなど焼損が大きく、また条帛正面下辺に波状の襷をつくらない以外は、左脇侍に準ずる。

品質構造は、中尊は両手先をのぞく全容（両足先、両足柄、背面光背用柄も含む）、両脇侍は両手先を含む全容（両足先、両足柄を含む）を、前後の合わせ型を用いて一鑄したとみられる。中尊は頭頂に約 1.2 cm 幅の鉄芯を残し、地付きから 35.7 cm（三道下約 2 cm）まで、中型土と鉄芯を除去した痕が中空となる。両足柄は現状切断されており、両手先はもとより別鑄とみられる。両肩下がりに体部を左右に貫く筭（角形）痕、右袖下方にも同筭痕が認められる。左脇侍像の内部は不明であるが、右脇侍は地付きから頭頂に至る鉄芯（9mm 角）が残る。左脇侍は首下の両脇と腹部中央、天衣両下端、両耳上に小孔をうがつ（瓔珞用か）。両肩下がりおよび後頭部天冠台下中央左寄りに筭痕（5mm × 4mm）がみられる。現状では、焼損により中尊・両脇侍像ともに表面に鍍金は確認できない。火中の痕は中尊の顔左側および体部左側、右脇侍にとくに多い。

一般的に善光寺式の脇侍像には四、六、八角形の筒形宝冠を戴く例が多いなかで、本像の扇状山形冠はめずらしい形状である。同一ではないが近似する例として、鎌倉幕府八代執権北条時宗が無学祖元を招いて弘安 5 年（1282）に創建した鎌倉・円覚寺の善光寺式阿弥陀如来及び両脇侍立像（文永 8/1271、賀茂延時作、国重文、鎌倉国宝館寄託）が指摘されており、その形状は善光寺式本尊の原像に近いと推定されている東京国立博物館所蔵の法隆寺献納宝物 143 号の三尊像（百済。6 世紀末～7 世紀初）の両脇侍像宝冠にも通じていることから、古像に基づく図像的系譜を一定に共有していることが推測される。本像と鎌倉・円覚寺像との一部の図像的関連は、守護職や北条得宗家被官として当地にあった小笠原氏や筑摩神社との関係を考えるうえで、注目すべきところである。

しかしながら本像中尊の着衣形式や衣文、両脇侍の天衣の形状、作風は円覚寺像と異なっており、作者系統は別と考えられる。むしろ本像の小づくりな目鼻立ち、中尊の細かい衣文、脇侍の着衣の浅く簡略な彫口は福島いわき市・阿弥陀三尊像（嘉元 2/1304 修覆銘）や千葉・修徳院阿弥陀三尊像（正応 3 年/1290）に近いもので、本像の制作年代は、円覚寺像よりやや遅れる 13 世紀最末～14 世紀初と考えられる。

尚、本像中尊の特徴的な着衣形式は、初期天台宗関係の像と推定される大津市・若王寺木造如来立像（10 世紀、国重文）や同・攝取院地藏菩薩立像（10 世紀）のような古像に淵源しつつ、鎌倉末期風の賑やかさを工夫したものとみられる。若王子像がもと佐久奈度神社神宮寺の本地仏であった可能性が指摘されることは、特殊な着衣の根拠として注目される。

以上のように、本像はとくに中尊の着衣、両脇侍の宝冠の形式において、善光寺式阿弥陀三尊像の多様な諸系統のなかでも稀有な作例といえる。焼損の痕は少なくないが、県下の善光寺式阿弥陀三尊像として 3 軀揃った古例であり、形姿、面貌、衣文ともに当

初の作風を十分うかがうことができる。善光寺式像の普及・展開を知るうえで好古の作例であり、学術的に貴重である。

註1 青山家文書『信州筑摩郡松本領光明山念来寺常什物記全』（享保20年、明治9年写、松本市教育委員会編『西善寺の文化財調査報告書』平成23年3月に翻刻）

8、指定基準

（1）長野県宝等の指定に関する基準

第1 長野県宝の指定基準

- （1）絵画及び彫刻
- イ 歴史上特に意義のある資料となるもの
 - ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で、顕著な特性を示すもの

（2）指定理由

- ①県下の善光寺式阿弥陀三尊像中でも鎌倉時代末に遡る古例であり、当初像3軀を残す。
- ②中尊の着衣形式は、全国的にも類例少なく、「善光寺式」の変容作例として注目される。
- ③脇侍の山形宝冠は、鎌倉・円覚寺像に近似する数少ない例であり、図像系統としての関連や影響関係が考えられる。
- ④造立事情は明らかではなく、火中損傷の痕も少なくないが、当初の洗練された像容をほぼみることができ、国府八幡宮・筑摩神社の神宮寺からの伝来を伝える善光寺式尊像として貴重である。

9. 調査日および調査報告者

調査年月日 平成27年8月27日、平成29年9月8日

調査担当者 熊田 由美子（長野県文化財保護審議会委員）

10、参考文献

- 1 松本市教育委員会編『西善寺の文化財調査報告書』平成23年3月
- 2 長野県信濃美術館編『いのりのかたち 善光寺信仰展』2009年4月
- 3 仏教芸術学会編『仏教芸術 307号』（特集 善光寺如来）毎日新聞社2009年1
- 4 古幡昇子「善光寺式阿弥陀および脇侍像の造形について—鎌倉時代の作例を中心に—」『昭和女子大学文化史研究 14巻』2011年
- 5 信濃史料刊行会編『信濃史料』 / デジタル版 長野県立歴史館
- 6 信濃史料刊行会編『新編信濃史料叢書』巻5, 6, 21、他
- 7 松本市編『松本市史』第2巻 1996年 松本市
- 8 花岡康隆編著『信濃小笠原氏』 戒光祥出版 2016年

法量 (単位cm)

	中尊	左脇侍	右脇侍
総高	102.5		
像高	49.3	35.3	35.1
髮際高	45.0	30.0	30.4
頂一顎	9.8	8.2	8.2 ※含冠〈髮までは-0.4〉
面長	6.0	3.5	3.5
面奥	6.5	4.5	4.8
面幅	5.1	3.2	3.3
耳張	6.7	4.2	4.0
胸奥	6.7	3.5	4.0
腹奥	8.3	4.9	5.1
肘張	13.2	9.7	9.5
裾張	11.0	8.5	8.2
足先開			— ※ (左足先欠損)
外	7.6	3.2	
内	3.4	6.2	



【県宝指定】 銅像阿弥陀如来及び両脇侍立像 写真

長野県宝候補文化財調査票

- | | |
|----------|---|
| 1 種別 | 有形文化財 県宝（彫刻） |
| 2 名称 | 木造十一面観音菩薩立像 |
| 4 所在地 | 長野県上田市真田町傍陽萩 5921 番地 |
| 5 所有者の氏名 | 宗教法人 実相院 （住職 金子道行 ） |
| 管理者の氏名 | 宗教法人 実相院 （住職 金子道行 ） |
| 6 現状 | 木造割矧造 素地 一部彩色 像高 103.7cm
上田市指定文化財（昭和 47 年 4 月 1 日） |

7 概要と特色

（1）伝来と由緒

真田町の天台宗古刹・実相院の本堂脇陣に安置される木造十一面観音立像で、もとは実相院の東南東約 4 km の山家神社（同町長 4473）の隣地にあった神宮寺「岩井山理智院白山寺」の本地仏であったが、明治の神仏分離の折に同寺が廃寺となり移安されたと伝えられる（註 1）。

山家神社は『延喜式神名帳』（10 世紀初）に信濃・小県郡内の式内社 4 社のひとつとしてその名をみる古社で、奥社を当地域の水源地である四阿山（あずまやさん、標高 2354 m）に置き、産土神や神体山・四阿山の水分神として尊ばれた。鎌倉時代以前に白山神を勧請してから後は、当地では明治の初めに至るまで「白山様」とも称され、真田氏をはじめ歴代藩主や庶民の崇敬盛んであった（祭神・大国主神、伊邪那美神、菊理媛神）。

当地への白山神勧請の時期は、近世の『縁起』（『白山寺縁起』正徳 3 年／1713、『四阿山縁起』宝永 7 年／1710）では養老 2 年（718）とされるが、近在の岩井観音堂の「僧・了然銘石碑」（弘長 3 年／1236）に白山神本地の十一面観音種子があることから、鎌倉時代初めまでに修験者たちによって白山信仰が伝えられ、また山家神社蔵の永享 12 年（1440）銘「四阿山白山権現懸仏」等により 15 世紀中頃に一般に広まったとされてきた（『真田町誌』）。しかし近年、近在の上田市三島平自治会蔵「金銅十一面観音懸仏」（12 世紀、信濃国分寺資料館寄託、市指定）を当地域の白山信仰の御正躰とみて、その勧請は平安時代に遡るとされている（参考文献 1、久保智康 2010）。

本像の台座（後補）天板裏面には元禄 10 年（1697）4 月の修理銘があり、「慈覚大師自作之十一面観世音菩薩」とあって、修理時に天台系寺院の像であったことがわかるが、「白山寺」の名はなく、白山寺からの移安を実証する史料は、現在のところ確認できない。但し実相院には、箱書に「白山寺常什物」を明記する大曼荼羅など、移入された什物が少なからず伝来し、また明治元年 12 月付白山寺からの願い出書（「松木家文書」）に、白山寺の檀家については実相院へ引き譲る旨の記述がある。さらに本像が当寺本尊・馬頭観音坐像（鎌倉時代、市指定）より古く、大きい像ながら客仏であること、本像の

像容に本地仏としての性格がうかがわれること（後述）から、白山寺からの移安の伝承は事実とみてよいと考えられる。

（2）種類・形状・品質構造・制作年代

カツラ材とみられる割矧造の十一面観音立像で、現状は素地、もとは檀色ないし素地仕上げで天冠台、髪、唇、瞳などの面相部のみを彩色したとみられる。宝髻を結び、髻頂から髪束を10方向に垂らし、その先端を交互に長・短につくる。正面を含む5つの長い髪束の先端上に5面、およびその間の地髪上に現状4面（大笑面位置の1面亡失）の変化面を置き（菩薩面3、瞋怒面3、牙上出面3）、髻上に仏面を置く。こうした変化面の置き方は、初期の白山本地仏と知られる新潟・白山神社の木造十一面観音立像、同銅造像（共に変化面は痕跡のみ）、石川・林西寺銅造十一面観音立像と共通する。正面に阿弥陀立像（拱手、蓮弁形拳身光、仰蓮八方二段形蓮華座）を付ける。天冠台（上から蓮弁・列弁・紐二条）を彫出し、天冠台上端の蓮弁形に沿って、中心方向に三角錐状の彫り込みをいれる。地髪および天冠台下の髪はノミ目をやや残した平彫とし、髪際中央で左右に分け、中央に瓔珞を付けた孔痕がある。耳垂部は環状とし、三道をあらわす。白毫痕はない。

条帛・裙（折り返し付、右前打ち合わせ）・腰布・天衣を着ける。天衣は両肩を幅広に覆い、左は膝下を亘って右手首に懸かり、右は膝上を亘り左手首に懸かって外側に垂下する。左手は屈臂して左腋前で宝瓶を執り（全指先欠失、左手先・持物後補）、右手は垂下して掌を体側に向け、第1・3・4指を捻じ第5指をのばす（第2指先欠失）。両足先をややひらき、正面を向いて直立する。着衣の前面では衣襷があらわされるが、背面では殆ど省略され、髻、面貌、体軀全体に多くのノミ目を留めた仕上げとする。

頭・体幹部は、髻頂より地付きに至る豎一材を左は耳の中央、右は耳の後ろを通る線で前後に割矧ぎ、内削りを施す。左は肩、肘、手首、右は肩、手首で矧ぐ。左右天衣垂下部は別材矧ぎ付け（後補）。両膝を亘る部分にも一部後補材の矧目がある。根幹材前面材から両足首を含む大きな足柄を造り出し、台座に挿し込んで立て、両足先（後補）を矧ぎ付ける。足柄の底面から約3cmの横木部分は台座再興時（元禄10年4月／1697）の後補。仏面、変化面、阿弥陀化仏は各別材矧付とする（変化面4面以外は後補）。

本像は割矧造、内削りという構造に加えて、胸厚、腹厚が比較的薄く、衣文が浅く定型化され始めていることから、定朝様を経た平安後期12世紀に入ってからと考えられる。背面を省略的に彫出する点やノミ目を多く残した仕様は、当代の神像や本地仏にしばしば見られるところで、本像も本地仏であったと考えられる。敢えて檀像風の趣を呈しているが作風は都ぶりで、均整のとれた体型、やや沈鬱な面貌は京都・法金剛院阿弥陀如来坐像（1140年頃）、滋賀・金體寺阿弥陀三尊像脇侍（1142年）に通じ、畿内中央の様式を受けた、第2～第3四半期頃の制作と考えられる。

加賀白山の主峰・御前ヶ峰の本地仏は十一面観音とされ、11世紀末以降、全国的にその作例がみられるが、造立時からの本地仏であり、且つ平安時代に遡る古例は極めて限られる（国重文・4件程度）。本像は加賀白山宮が比叡山延暦寺の別院となってその所管下に入ったとされる時期（久安3年／1147頃）に近い平安後期の作例として貴重であり、京都・法雲寺十一面観音立像（11世紀末～12世紀初、国重文）、や新潟・白山神社同像（国重文、12世紀前半）につぐ年代・規模の好例といえる。白山信仰の全国的展開や当地域の信仰史・彫刻史を考えるうえで欠かせない重要な彫像である。

註1 「白山社内之物理智院常什物帳」（年不明、翻刻本とも山家神社蔵）によれば、本社内の本地仏は「白山御神体／金仏尊像 一尊」、「前立十一面観音木像 同」（他史料では3体）であり、さらに地蔵堂内に別に「本尊十一面観音 一尊」が祀られていた。それらの本地仏等は、明治元年10月には境内の十王堂への安置が申請され、明治2年8月には、近在の長谷寺への「御本地佛其の外共引譲書覚書」もみられる（松木節子氏蔵「松木家文書」、真田区誌編集委員会編『山家の郷』所収による）。結局、同じ天台宗の実相院を含む数か所へ移安されたものか。

8、指定基準

（1）長野県宝等の指定に関する基準

第1 長野県宝の指定基準

- （1）絵画及び彫刻
- ア 各時代の遺品のうち、製作優秀なもの
 - イ 歴史上特に意義のある資料となるもの

（2）指定理由

本像は、平安時代12世紀第2・3四半期頃の制作とみられる木造割矧造りの十一面観音立像の古例であり、表面のノミ目痕や省略された背面の衣文から、もとより本地仏として造られたものと考えられる。当初の化仏を一部遺すなど、保存状態もよく、均整のとれた体軀や柔らか味のある浅い衣文に中央仏師の様式を受けた彫技をみることができる。本像は、廃仏毀釈によって散逸した山家神社の神宮寺－白山寺旧仏の数少ない、かつ現存最古の遺例と考えられ、当地の四阿山・白山信仰の歴史を考えるうえで貴重な資料である。全国的に平安時代に遡る確かな白山本地仏としての十一面観音像遺例が限られるなかで、本像は比較的伝来が確かな古例に属すもので、加賀白山信仰の全国的展開を考えるうえでも欠かせない重要な彫像と評価できる。

9. 調査日および調査報告者

調査年月日 平成27年11月17日、平成29年9月8日

調査担当者 熊田 由美子（長野県文化財保護審議会委員）

10、参考文献

- 1 久保智康「古代信濃の天台寺院」『法華経の光』2010年7月
- 2 真田町誌編纂委員会編『真田町誌 歴史編』上・下 1998年～99年
- 3 信濃史料刊行会編『信濃史料』 / デジタル版 長野県立歴史館
- 4 信濃史料刊行会編『新編信濃史料叢書』巻5, 6, 9他
- 5 真田区誌編集委員会編『真田区誌 山家の郷』2013年12月

法量（単位cm）※平成19年修理後の数値

総高	138.4	（台座框地付き一頭頂）		
像高	103.7		総高	34.7
髮際高	91.0			
頂一顎	22.2		蓮華高	14.0
面長	10.8			
面奥	13.2			
面幅	10.0			
耳張	13.6			
胸奥	13.6			
腹奥	15.1			
臂張	30.2			
裾張	24.0			
足先開	外	13.7	※左小指欠損	台座痕跡による現状
	内	6.0	※右親指欠損	同

【台座修理銘】天板裏面 左から右へ5行（一部は材の矧面に入り、判読不能）

□ 當尊者本朝慈覺大師自作之十一面觀世音菩薩令再興者
正日新而社當繁榮寺中繁昌為如意安全也

元禄十丑丁天四月吉日

當院法印甚海代

京七條大佛師安阿

大佛師

僧
正

※右側面材にあり

【県宝指定】木造十一面観音菩薩立像 写真



長野県天然記念物候補物件調査票

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 ^{よ な き ま つ}
夜泣き松
- 3 所在地 長野県下伊那郡大鹿村大字^{かしお}鹿塩101 番地
- 4 所有者の住所及び氏名
長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩 94 番地 ^{すがぬまかんじ}
菅沼鑑二
- 5 管理者の住所及び氏名 同上
- 6 現 状 アカマツ個体 1 本
幹周 4.6m、樹高 15m、推定樹齢 700 年
大鹿村天然記念物（昭和 50 年 11 月 3 日指定）

7 概況と特色

(1) 夜泣き松の概況

アカマツ (*Pinus densiflora* Siebold et Zucc.) はマツ科マツ属の常緑針葉樹であり、日本では常緑広葉樹林帯から夏緑広葉樹林帯下部まで広く分布し、本地域でも自生する植物種である。また、本樹種は古くから燃料にする薪材や建築材、庭木、砂防林や風致林等の緑化材など、多様な利用がなされてきた有用樹種である。なお、多くの品種も作出されてきたため、野生個体であるかの判別は一般的には難しい。

当該樹は、幹周 4.6m、樹高 15m、推定樹齢 700 年で、県内のアカマツでは注目すべき巨樹である。現在、単木指定でのアカマツの県指定は無く、市町村指定の中でも樹高は 9 番目の大きさである。大鹿村誌によれば、当該樹は鎌倉時代末期（1336 年～1392 年）にこの地に発生し、南北朝時代は若木であったが、堂前の一景観をなしていたといわれ、推定樹齢は群を抜いて高い。

(2) 伝説と地域とのつながり

当該樹は、秋葉街道沿いにある河合(かわい)地区の高台に位置し、観音堂と共に人々の信仰の対象とされてきた地域のシンボルである。大鹿村教育委員会の村指定天然記念物資料によると「伝えによると、駿木城主(するぎじょうしゅ)児島高春(こじまたかはる)の息女に美祢姫(みねひめ)という姫があり、興国(こうこく)の頃、宗良親王(むねながしんのう)に仕え、やがて身籠った姫は一女を生み、駿木城で育てていた。しかし赤子の夜泣きがひどく姫はたいそう弱っていた。その話を聞いた河合に住む村人は、近くの観音堂に祈ると、観世音菩薩が夢枕に立ち、堂前の松の小枝を持ちて枕辺に供せ、即ち霊夢に従うや忽ち夜泣き止むと、告げた。この松の枝を取って夜泣きする子の枕元に置けば効験あるとの言い伝えが残っている。以後この松は「夜泣き松」と呼

ばれている。」とされる等、数々の伝説がある。一方、大鹿村河合には、伊那市高遠町から飯田市南信濃の青崩峠を経て静岡県浜松市に至る秋葉街道が通っており、古来より人々の往来が盛んで多くの文化財が遺されている。この秋葉街道は中央構造線の断層鞍部(断層の活動で弱くなった岩石が、侵食されて低くなっている場所)に位置し、「夜泣き松」の高台からは正面に「河合鞍部」と呼ばれる断層鞍部が眺められ、ここが地域の自然史や歴史を知る上でも特徴的で重要な場所であることがわかる。

(3) 保存状況

当該樹は過去に火災により主幹の一部が損傷を受けたり、昭和34年9月の伊勢湾台風では南側に株が大きく傾いたため、倒壊防止用のロープと鉄製の支柱で支えられている。また、樹幹空洞部には炭化材が充填され、モルタルで塞ぐ措置もとられている。老樹のため、所有者や地元自治会・大鹿村教育委員会等の熱意によって樹勢が維持されてきたが、今後も何らかの維持管理を継続的に講ずることが必要である。

8 指定理由および根拠

(1) 指定基準

長野県宝等の指定等に関する基準

第8 長野県天然記念物の指定基準

(1) 植物 キ 大木、名木、奇形木等

(2) 指定理由

現在、県指定で単木指定のアカマツは無く、当該樹の樹高15mは市町村指定の中でも9番目の高さであり、推定樹齢700年は群を抜いて高い。したがって、当該樹は、県内のアカマツでは注目すべき巨樹であり、「夜泣き松」の伝説と共に、古くから地域の人々や秋葉街道を行きかう旅人の信仰の対象として、人の手によって大切に守られてきた樹木であり、地域のランドマークとなっている。よって、当該樹は巨樹としてだけでなく、文化的にも資料的価値が高いことから、県指定文化財にふさわしい。

(3) 保存の要件

当該個体は老樹であるため、今後も何らかの維持管理を継続的に講ずることが必要である。

- | | |
|-------------|------------------------|
| 9 調査年月日 | 平成30年1月15日 |
| 10 調査者氏名 | 大窪久美子 |
| 11 調査票作成年月日 | 平成30年1月18日 大窪久美子 |
| 12 引用文献 | 大鹿村誌, 1984年. 大鹿村誌刊行委員会 |

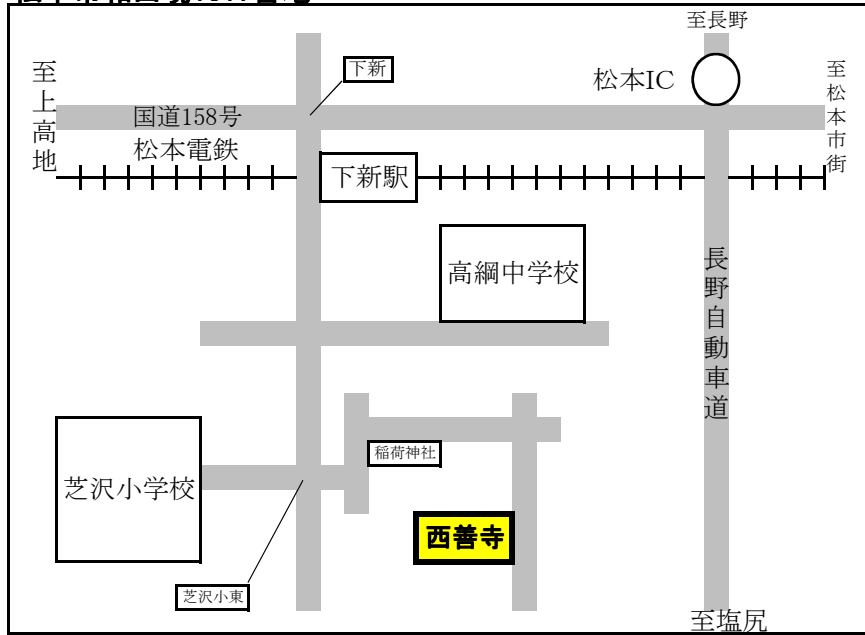
【県天然記念物指定】夜泣き松 写真



指定文化財案内図

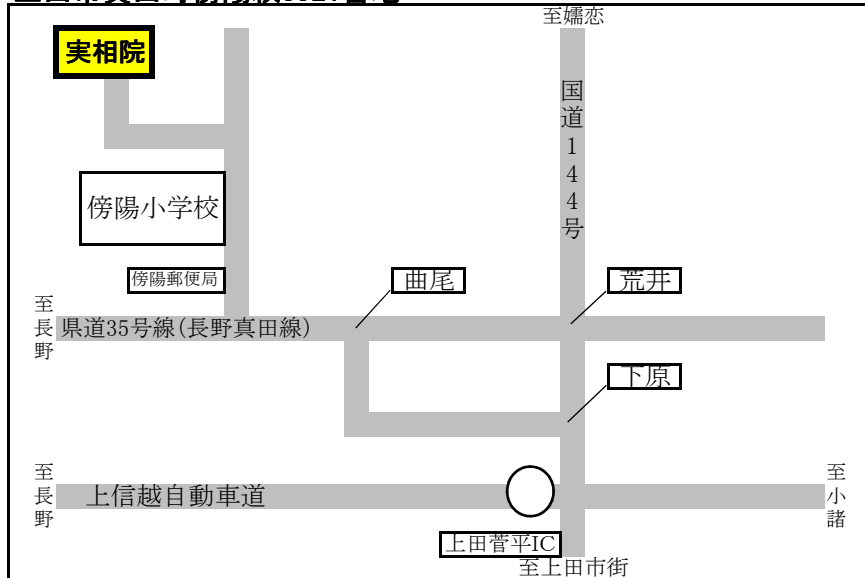
○西善寺(県宝「銅像阿弥陀如来及び両脇侍立像」)

松本市和田境1317番地



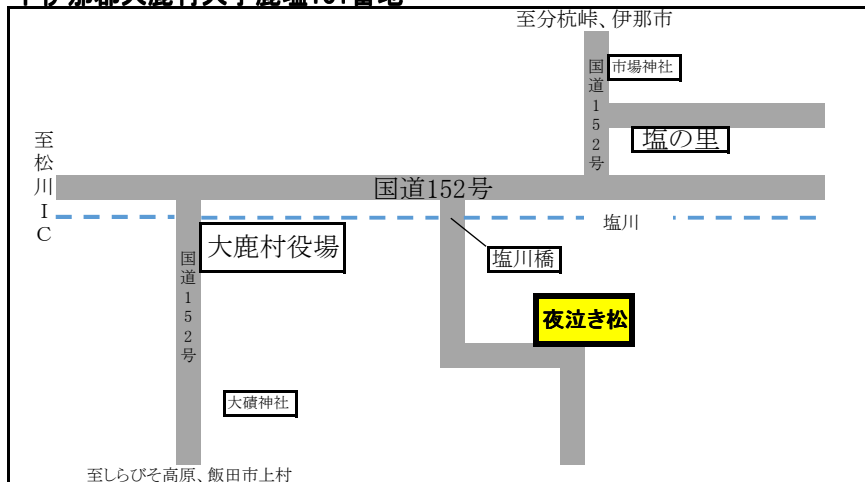
○実相院(県宝「木造十一面観音菩薩立像」)

上田市真田町傍陽萩5921番地



○県天然記念物「夜泣き松」

下伊那郡大鹿村大字鹿塩101番地



指定解除物件の概要

名称・員数	<small>まつだけじゅうたくしゅおく</small> 松田家住宅主屋 ・ 1棟
所在地	千曲市大字八幡 3033 番地 25
所有者	<small>ちくまし</small> 千曲市
年代	18 世紀後期（江戸時代）
構造形式	木造平屋建、茅葺、間口 12 間 5 尺、奥行 4 間
概況と特色	<p>○ 武水別神社の神主を代々務めてきた松田家の神主屋敷であり、県内では数少ない神官住宅の遺構。</p> <p>○ 平成 16 年 11 月 22 日 長野県宝指定</p> <p>○ 平成 29 年 9 月 6 日に発生した火災により、屋根、天井が全て焼失、柱のほとんどが焼失するなど大きな被害があった。</p> <p>（1）文化財の概要</p> <p>松田家齋館は、<small>たけみずわけじんじや</small> 県史跡武水別神社神主松田家館跡（平成 18 年 4 月 20 日指定）地内に、県宝松田家齋館（平成 26 年 2 月 20 日指定）北に隣接して建つ、武水別神社神主の近世住宅建築である。</p> <p>平成 16 年 2 月 2 日の現地調査時に、主要な部材の表面仕上げや風蝕等から 18 世紀後期頃の建築と推定され、天井が低く装飾が少ない武家住宅の趣をもつ神官住宅であること判明し、県内では数少ない近世の神官の住宅建築遺構であり、神官の家としての特徴がみられ、県内の民家建築の歴史を知る上で欠くことのできない建物と評価された。</p> <p>（2）火災による被害状況</p> <p>平成 29 年 9 月 6 日午後 6 時 40 分頃発生した火災により全焼（同日午後 10 時 25 分鎮火）。</p> <p>平成 29 年 9 月 8 日付けで、所有者から「全焼（壁の一部と床は原形を留める）」との損傷届が提出された。</p> <p>（被害状況）</p> <p>〈部材〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根、天井は全て焼失。 ・ 柱のほとんどは焼失。残存する数本の柱は著しく炭化。 ・ 玄関回りを除く漆喰・土壁は全て崩壊。 ・ 建物は原形を留めていないが、床下の一部が残存しているため、配置は確認可能。

	<ul style="list-style-type: none"> ・天井焼失。 ・広間、湯殿とも焼失。 <p>指定時に県宝建造物として評価された、県内少数の近世神官住宅建築遺構であり、長野県の民家建築の歴史を知る上で欠くことができず、中世から近世の寺社と神主の関係や、中世の居館と近世の民家建築の関係を知る上で重要とされた建物は原形を留めず、18世紀後期の建築と推定した部材のほとんどが焼失。</p> <p>(3) 調査状況</p> <p>火災後、県教育委員会及び県文化財保護審議会委員による現地確認や千曲市との協議を行い、情報及び資料収集を進めた。</p> <p>平成29年11月15日に、県文化財保護審議会（佐々木会長、土本委員、市澤委員）及び県教育委員会による現地調査を実施。調査報告書を平成29年12月7日にまとめた。</p>
諮問理由	○ 平成29年9月6日に発生した火災により、18世紀後期の建築とされた建物は焼損し原形を留めておらず、建築年代推定の根拠とした部材のほとんどが焼失し、指定時の状況を維持していない。
解除要件	文化財保護条例第5条 <p>県宝が県宝としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p>

※参考資料

火災による長野県指定文化財被害状況調査結果

【県宝指定解除】松田家住宅主屋 写真

※火災後写真は9/30の搬出作業前の状態

火災前 主屋 北東から



火災後 主屋中央から南東方向を望む





火災後 主屋中央から味噌蔵を望む



火災後 主屋中央から北方向を望む



火災後 唯一残存した主屋入口付近の壁



火災後 主屋中央から齋館を望む

指定解除物件の概要

名称・員数	まつだ けさいかん 松田家齋館 ・ 1棟
所在地	千曲市大字八幡 3033 番地 23
所有者	まつだ たかひろ 松田 孝弘
年代	文久元年 (1861)
構造形式	木造平屋建、寄棟造、棧瓦葺、間口 7 間、奥行 3 間半
概況と特色	<p>○ 武水別神社の神主を代々務めてきた松田家の神主屋敷の中で、祭事に欠かせない中心的な建造物。</p> <p>○ 平成 26 年 2 月 20 日 長野県宝指定</p> <p>○ 平成 29 年 9 月 6 日に発生した火災により、屋根、天井、柱のほとんどが焼失、漆喰や土壁はほぼ全て崩落するなど大きな被害があった。</p> <p>(1) 文化財の概要</p> <p>松田家齋館は、<small>たけみずわけじんじや</small> 県史跡武水別神社神主松田家館跡 (平成 18 年 (2006) 4 月 20 日指定) 地内に、県宝松田家住宅主屋 (平成 16 年 (2004) 11 月 22 日指定) 南面に接続された、神官職が行う宗教儀礼と密接に関わっている建造物である。</p> <p>平成 25 年 (2013) 9 月 6 日の調査時に確認された 2 枚の棟札により、文久元年 (1861) に玄関をより充実した独立した空間へと再造したことが判明し、近世から近代への建造物の移行期を宗教建築から考察する上で貴重な建築遺構であるとともに、祭事に欠かせない建築空間であり、県内唯一の建築遺構と評価された。</p> <p>(2) 火災による被害状況</p> <p>平成 29 年 9 月 6 日午後 6 時 40 分頃発生した県宝松田家住宅主屋火災の延焼により被災 (同日午後 10 時 25 分鎮火)。</p> <p>平成 29 年 9 月 8 日付けで、所有者から「全焼 (東側一部と床は原形を留める)」との損傷届が提出された。</p> <p>(被害状況)</p> <p><棟札等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棟札 (2 枚) 焼失。建物は著しく焼損。

	<p><部材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根、天井、柱のほとんどが焼失。 ・漆喰、土壁はほぼ全て崩落。 ・残存する南東部の部材も焼損し炭化。 <p><建築様式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・撞木形建物を支える柱と梁の一部は残存しているが炭化し原形を留めていない。 <p>指定時に県宝建造物として評価された、文久元年及び玄関再造の墨書がある2枚の棟札は焼失、再造れた建物は焼損、焼け残った柱や梁などの主要構造部材等も著しく炭化している。</p> <p>近世から近代への建造物の移行期を宗教建築から考察する上で貴重な建築遺構及び祭事に欠かせない県内唯一の建築遺構を含む、欠くことのできない建造物の原形を留めていない。</p> <p>(3) 調査状況</p> <p>火災後、県教育委員会及び県文化財保護審議会委員による現地確認や協議を行い、情報及び資料収集を進めた。</p> <p>平成29年11月15日に、県文化財保護審議会（佐々木会長、土本委員、市澤委員）及び県教育委員会による現地調査を実施。調査報告書を平成29年12月7日にまとめた。</p>
<p>諮問理由</p>	<p>○ 平成29年9月6日に発生した火災により、文久元年に再造された建物は焼損し原形を留めておらず、建築年代特定の根拠とした棟札が焼失するなど、指定時の状態を維持していない。</p>
<p>解除要件</p>	<p>文化財保護条例第5条</p> <p>県宝が県宝としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p>

※参考資料

火災による長野県指定文化財被害状況調査結果

※火災後写真は9/30の搬出作業前の状態





火災後 斎館北面



火災後 斎館北東角面



火災前 斎館内部



火災後 斎館内部 南面より



火災前 斎館南面



火災後 斎館南